

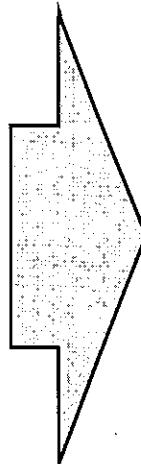
療養病床の転換支援に関する当面の追加措置について

療養病床の転換支援に関する当面の追加措置

療養病床を転換する場合の課題として、次のようなご指摘をいただいている。

更に転換を促進するため、次の事項について速やかに実施する。

- 転換先の施設の基準を満たすことが難しい。
- 医療機関と老健施設を併設する場合、設備の共用が限られる。
- 転換後の経営の見通しが不透明。
- 転換に伴う施設の改修等に費用がかかる。
- 地域によっては整備枠がなく転換が進まない。



① 施設基準の緩和

② 医療機関と老健施設が併設する場合の設備基準の緩和

③ 転換後の経営モデルの提示

④ 医療法人経営の選択肢の拡大

⑤ 転換時の改修等に関する特別償却制度(法人税)の創設

⑥ 福祉医療機構の融資条件の優遇等

⑦ 第3期介護保険事業(支援)計画における定員枠の弾力化

① 療養病床を老健施設等に転換する場合の施設基準の緩和

医療機関が老健施設等に転換する場合に施設基準の緩和措置を実施。

【平成19年5月施行予定】

		転換先(老健施設)の施設基準の緩和			
		食堂	機能訓練室	廊下幅	床面積
転換元	療養病床 (病院)				対応済み (平成18年7月施行)
	療養病床 (診療所)				新たな転換支援策にて対応 (平成19年5月施行)
	一般病床 (病院・診療所)				

【緩和措置の適用期間】

- ・床面積は平成23年度末までの経過措置
- ・食堂・機能訓練室・廊下幅は平成24年度以降も適用

※特別養護老人ホームの食堂・機能訓練室・廊下幅につき同様の基準の緩和を行う。

② 転換により医療機関と老健施設が併設する場合の設備基準の緩和

・転換により老健施設が医療機関に併設することとなる場合、診察室の共用を可能とする。

【平成19年5月施行予定】

・転換により老健施設、特別養護老人ホーム等が医療機関に併設することとなる場合、階段、エレベーター、出入口等の共用を可能とする。

【平成19年5月施行予定】

③ 転換後の経営モデルの提示

病床規模別に収支、人員体制等を含めた転換後の経営モデルを提示する。

④ 医療法人経営の選択肢の拡大

医療法人が、有料老人ホームや一定の要件を満たす高齢者専用賃貸住宅を設置することを認める。[医療法人の附帯業務の拡大]

【有料老人ホームは平成19年4月施行、高齢者専用賃貸住宅は平成19年5月施行予定】

⑤ 転換時の改修等に関する特別償却制度(法人税)の創設

療養病床を老健施設等に転換するための改修等を行った場合、当該年度の法人税について特別償却(基準取得価額の15%)できる措置を創設し、税負担を軽減する。

【平成19年4月から平成21年3月まで】

⑥ 福祉医療機構の融資条件の優遇等

(独)福祉医療機構の融資において、転換に伴う改修等に要する資金については、次のような優遇措置を講じる。

- ① 融資率の引き上げ(75%→90%)
- ② 貸付金利の引き下げ(財投金利と同じ)
- ③ 有料老人ホームの融資対象化

【平成19年4月から】

一時的な資金不足が生じる場合には、(独)福祉医療機構の「つなぎ融資」制度を利用可能。

⑦ 第3期介護保険事業(支援)計画における定員枠の弾力化

I 介護保険施設等の定員枠の弾力運用

都道府県、市町村は、第3期(平成18~20年度)の介護保険施設等の合計の指定の枠内であれば、年度ごと、施設種別ごとの指定の枠を超えて、医療保険適用の療養病床から老健施設等への転換を可能とする。

II 医療区分1の患者が多く、経営困難な医療機関の特例

第3期の合計の指定枠を超える場合であっても、一定の要件を満たす医療保険適用の療養病床については、都道府県及び市町村の協議(認知症高齢者グループホームへの転換の場合は市町村の判断)により、介護保険施設等への転換を可能とする。

【I、IIとも、平成19年4月から】

転換先の老人保健施設等の施設基準の一部の緩和

平成24年7月に「既存床を有する施設」から「新規施設」に転換する場合の施設基準（床面積・廊下幅）の緩和措置を実施。

以下のとおり緩和措置を実施。

- ① 経過措置が講じられた老人保健施設、介護老人保健施設等の在籍者数
- ② 経過措置が講じられた老人保健施設、介護老人保健施設等の在籍者数を有する病院・診療所の場合は施設基準緩和
- ③ 経過措置が講じられた老人保健施設、介護老人保健施設等の在籍者数を有する病院・診療所の場合は施設基準緩和

【転換元】

	療養病床		一般病床	
	病院	診療所	病院	診療所
床面積	6.4m ² /人以上	6.4m ² /人以上	6.4m ² /人以上	6.4m ² /人以上
廊下幅 (中廊下)	1.2 (1.6) m以上	1.2 (1.6) m以上	1.2 (1.6) m以上	1.2 (1.6) m以上
食堂	1m ² /人以上	1m ² /人以上	基準なし	基準なし
機能訓練室	40m以上	十分な広さ	基準なし	基準なし

【転換先】

	経過措置が講じられた老人保健施設	経過措置が講じられた特別養護老人ホーム	
病院から の転換	診療所から の転換	病院から の転換	診療所から の転換
床面積	6.4m ² /人以上	6.4m ² /人以上	経過措置なし
廊下幅 (中廊下)	1.2 (1.6) m以上	1.2 (1.6) m以上	1.2 (1.6) m以上
食堂	1m ² /人以上	食堂 + 機能訓練室 が 3m ² /人以上 (注1)	食堂 + 機能訓練室 が 3m ² /人以上 (注2)
機能訓練室	40m以上	40m以上	40m以上

(参考)

一般の 老人保健 施設	一般的 特別養護 老人ホーム
8.0m ² /人以上	10.65m ² /人以上
1.8 (2.7) m以上	4.8 (2.7) m以上
2m ² /人以上	食堂 + 機能訓練室 が 3m ² /人以上
1m ² /人以上	3m ² /人以上

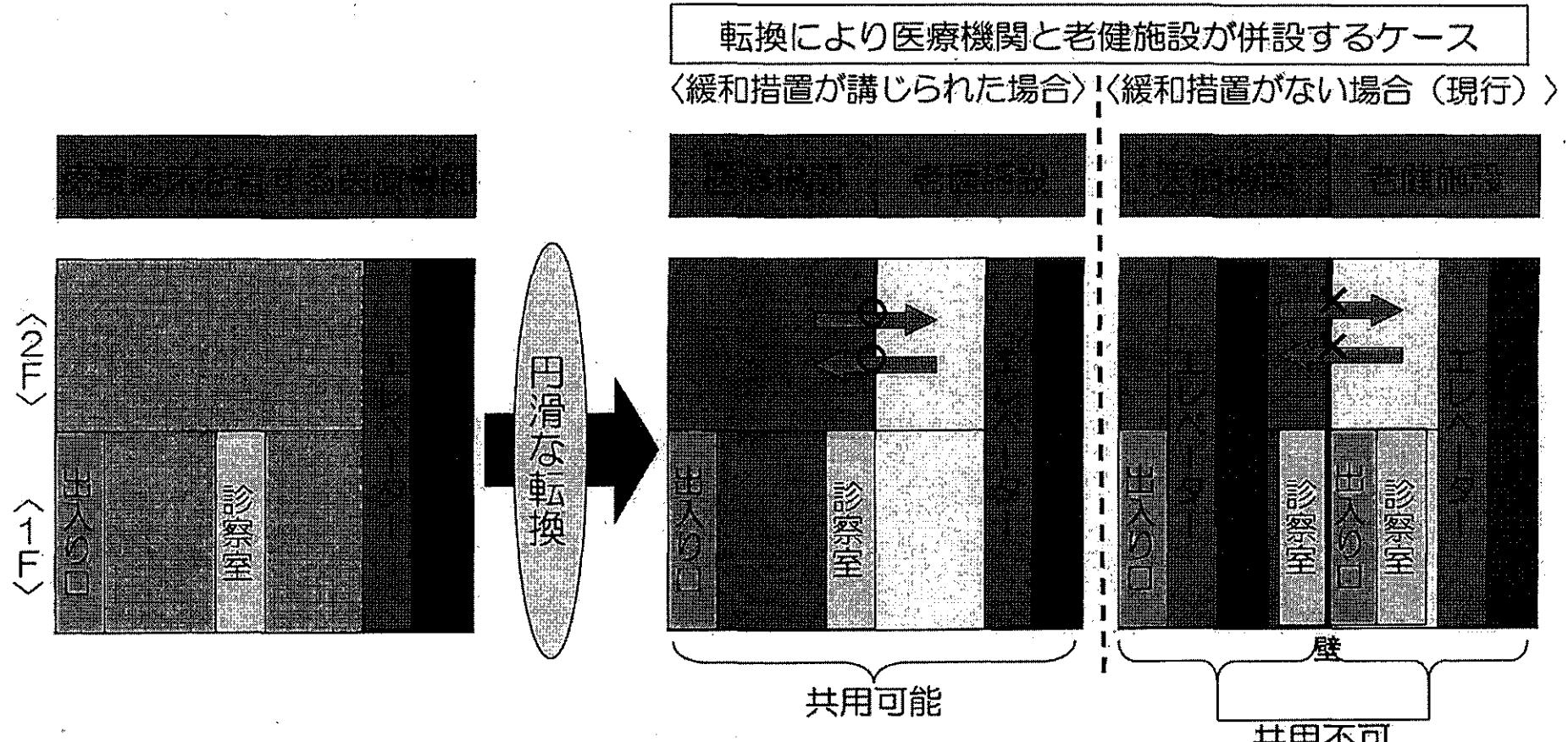
【緩和措置の適用期間】

- ・床面積は平成23年度末までの経過措置
- ・食堂・機能訓練室・廊下幅は平成24年度以降も適用。

(注1) サテライト型小規模老人保健施設に転換する場合は本体施設の機能訓練室の共用も可能とする。

(注2) 「食堂：1m²/人以上、機能訓練室：40m以上」でも可。

既設施設への医療機関の併設に関する現行の緩和措置の範囲 (多窓室、複数、口入式、出入口の配置例)



- 利用者は医療機関と老健施設間の通行も可能となる。

医療法人経営の選択肢の拡大

◎医療法人の附帯業務規制を緩和し、「住まいの場」である有料老人ホームや高齢者専用賃貸住宅を設置し、生活相談などのサービスを提供する経営形態を認める。

[医療法人の附帯業務の拡大]

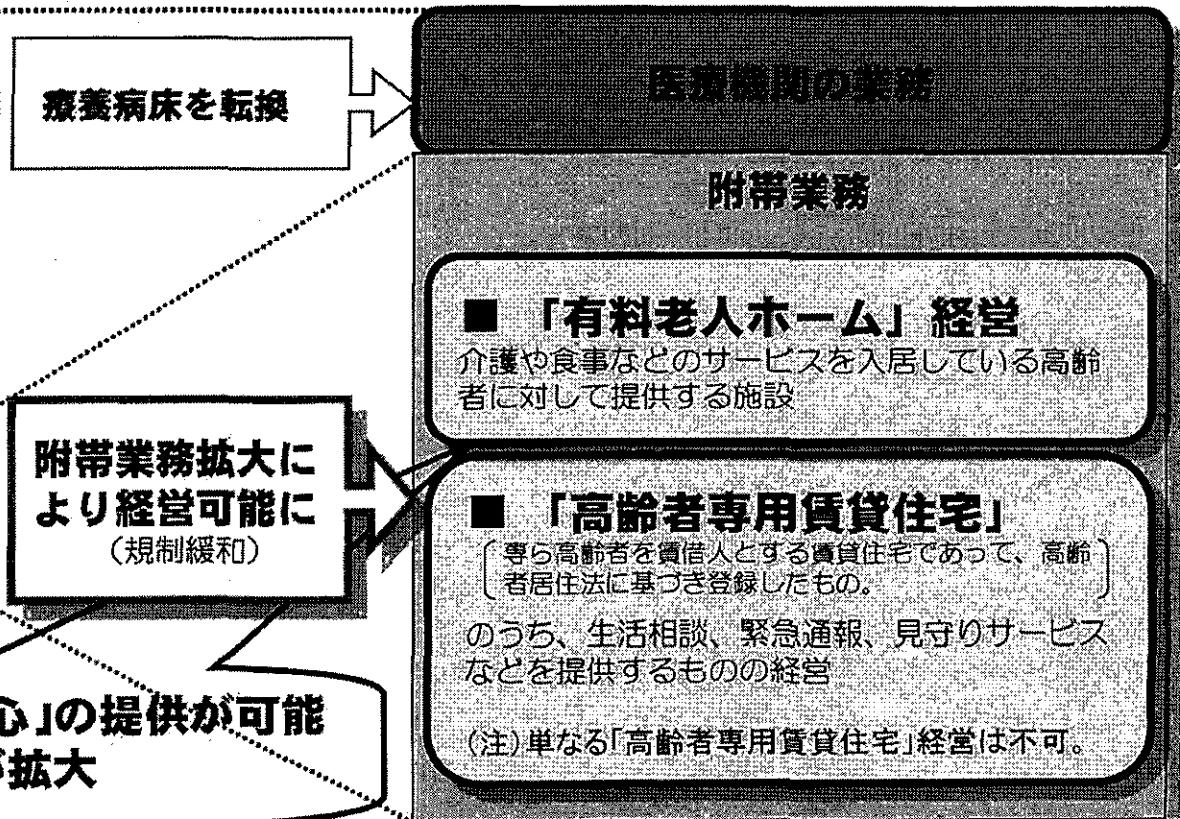
→ 従前の療養病床の経営ノウハウを活かした経営の多角化が可能

転換のイメージ（例）

【転換前】



【転換後】



メリット

- 医療機関を基盤とした「安心」の提供が可能
- 医療機関の経営の選択肢が拡大

転換時の改修等に関する特別償却制度（法人税）の創設

療養病床を老人保健施設等に転換するための改修等を行った場合、当該年度の法人税について特別償却（基準取得価額の15%）できる措置を創設し、税負担を軽減する。

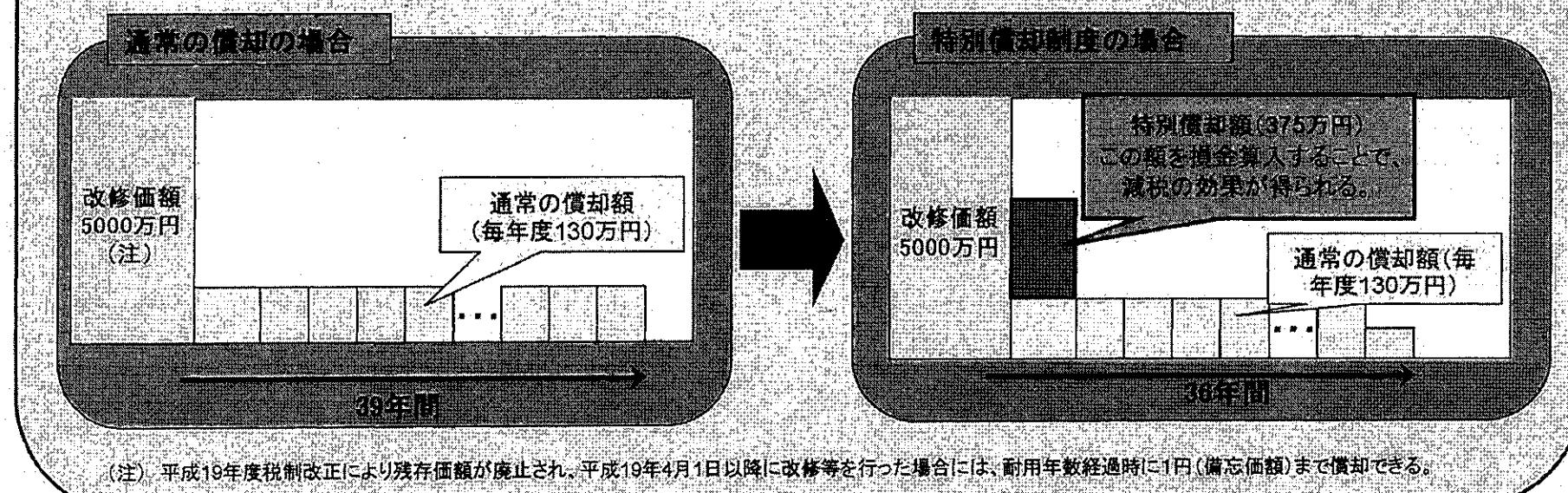
【平成19年4月から平成21年3月まで】

※老人保健施設等：老人保健施設、ケアハウス、有料老人ホーム（居室は原則個室とし、1人当たりの居室面積が13m²以上であるもの）、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所

※基準取得価額：取得価額の50／100

（例）改修額5,000万円の場合

- 改修年度において、通常の償却額に特別償却額375万円を上乗せすることが可能となり、税負担を軽減。
- 償却期間が短くなる（39年→36年）ことで、投下資本の早期回収を図ることが可能。



福祉医療機構の融資条件の優遇等

I 療養病床転換に係る融資条件の優遇

転換に伴う改修等に要する資金については、融資条件を平成19年度より優遇。

- ① 融資率 75% → 90%へ引上げ
- ② 貸付金利 財投金利+0.1% → 財投金利と同じ
- ③ 融資対象 有料老人ホームの融資対象化

II 経営安定化のためのつなぎ融資

病院、診療所において、一時的に資金不足が生じる場合(※)には、「経営安定化資金」の融資制度を活用可能(既に制度化)。

(※)具体例

- ・「介護保険移行準備病棟」または「経過型介護療養型医療施設」へ移行するために一時的に資金不足が生じる場合等

【融資条件等】

主な施設種別	主な貸付の相手方	平成18年度		平成19年度 (病床転換に限る)	
		融資率	利率	融資率	利率
特養	社会福祉法人				
ケアハウス	社会福祉法人 医療法人	75%	財投 金利 + 0.1%	90%	財投 金利
有料老人ホーム	社会福祉法人 医療法人	原則として融資対象外			
老人保健施設 (※医療貸付)	医療法人 社会福祉法人	75%	財投 金利 + 0.1%	90%	財投 金利

※平成19年度の要件緩和事項についてはアンダーライン表記

【融資条件等】

対象	療養病床を有している病院及び診療所
資金の使途	一時的な特殊要因等により生じた資金不足を解消するために必要な資金繰り資金、経営改善のために必要な資金
融資額	病院は1億円以内、診療所は4,000万円以内
融資利率	財投金利+0.5%
融資期間	原則5年以内。ただし特に必要と認められる場合は7年以内(うち据置期間1年以内)
償還方法	毎月償還(元金均等)
担保	原則として必要
保証人	病院2名以上、診療所1名以上

第3期介護保険事業(支援)計画における定員枠の弾力化

I 介護保険施設等の定員枠の弾力運用

都道府県、市町村は、第3期(平成18~20年度)の介護保険施設等の合計の指定の枠内であれば、年度ごと、施設種別ごとの指定の枠を超えて、医療保険適用の療養病床から老健施設等への転換を可能とする。

現 行

転換は 年度ごと、施設種別ごとの指定の枠内で行う。

(例) 【18年度】 【19年度】 【20年度】

介護療養	50	50	50
老健施設	100	100	100
特 養	100	100	100
特定施設	50	50	50
4施設計	300	+ 300	+ 300 = 900

見直し後

転換は 3年間を通じ、全種別合計 の指定の枠内で行う。

(例)

【18~20年度】

介護療養	3年間の全種別合計の指定の枠
老健施設	
特 養	
特定施設	900

市町村介護保険事業計画における認知症高齢者グループホーム等の指定枠についても、3年間の合計の新規指定の枠内であれば、同様に取り扱う。

II 医療区分1の患者が多く、経営困難な医療機関の特例

第3期の合計の指定枠を超える場合であっても、次のすべての要件を満たす医療保険適用の療養病床については、都道府県及び市町村の協議(認知症高齢者グループホームへの転換の場合は市町村の判断)により、介護保険施設等への転換を可能とする。

- ① 当該療養病床における医療区分1の患者割合が当該都道府県の平均値を超えていること
- ② 転換を認めなかった場合は当該医療機関が存続できなくなると見込まれること
- ③ 当該療養病床の転換・存続が地域ケア体制の確保を図る上で必要不可欠であること

これまでに講じてきた転換支援措置

1 老健施設等への機能転換に向けた助成措置

- ・ 地域介護・福祉空間整備等交付金(市町村への交付金)
- ・ 医療提供体制施設整備交付金(都道府県への交付金)(～平成19年度)
- ・ 医療保険財源による「病床転換助成事業」(平成20年度～)
の活用により、転換に要する費用を助成。

2 医師・看護職員等の配置等が緩和された経過的類型の創設

- ・ 診療報酬及び介護報酬において、医師、看護職員等の配置等を緩和することで医療機関のコストを引き下げつつ報酬上評価する類型(介護保険移行準備病棟・経過型介護療養型医療施設)を創設。

3 療養病床が老健施設に転換する場合の施設基準の緩和

- ・ 既存の建物をそのまま活用して介護老人保健施設に円滑に転換できるよう、介護療養型医療施設及び医療療養病床から転換した介護老人保健施設については、
 - ①1床当たりの面積基準を6.4m²以上とする(※通常は8m²以上)(平成23年度末までの経過措置)
 - ②廊下幅の基準については、内法1.2m以上(両側に居室がある場合、内法1.6m以上)とする
(※通常はそれぞれ1.8m以上、2.7m以上)

厚生労働省発老第0329001号
平成19年3月29日

社会保障審議会
会長 貝塚 啓明 殿

厚生労働大臣
柳澤 伯夫

諮詢書

介護保険法（平成9年法律第123号）第88条第3項及び第97条第4項の規定に基づき、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）及び介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）を別紙のとおり改正することについて、貴会の意見を求めます。

1 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準の改正

- 療養病床を有する病院から転換した介護老人保健施設については、
 - ① 食堂の面積基準は、1人当たり 1m^2 以上
 - ② 機能訓練室の面積基準は、 40m^2 以上
 とする。
- ※ 療養病床を有する病院から転換したサテライト型小規模介護老人保健施設については、食堂は1人当たり 1m^2 以上、機能訓練室は本体施設の機能訓練室を利用することで可とする。

- 療養病床を有する診療所から転換した介護老人保健施設については、
 - ① 療養室の面積基準は、1人当たり 6.4m^2 以上
 - ② 廊下幅の基準は、内法 1.2m 以上（両側に居室がある場合、内法 1.6m 以上）
 - ③ 食堂・機能訓練室の面積基準は、「食堂+機能訓練室の面積基準は1人当たり 3m^2 以上」又は「機能訓練室が 40m^2 以上（食堂が1人当たり 1m^2 以上）」
 とする。
- ※ ①の面積基準については、平成23年度末までの経過措置とする。
- ※ 療養病床を有する診療所から転換したサテライト型小規模介護老人保健施設についても、食堂は1人当たり 1m^2 以上、機能訓練室は本体施設の機能訓練室を利用することで可とする。

- 一般病床を有する病院・診療所から介護老人保健施設に転換する場合も療養病床を有する病院・診療所から介護老人保健施設に転換する場合と同様の経過措置を認めることとする。

- 転換した介護老人保健施設が病院・診療所と併設している場合、当該病院・診療所との診察室の共用を認めることとする。

2 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準の改正

- 療養病床を有する病院・診療所から転換した介護老人福祉施設は、
 - ① 廊下幅の基準は、内法1.2m以上（両側に居室がある場合、内法1.6m以上）
 - ② 療養病床を有する病院から転換する場合は、
 - ・食堂の面積基準は、1人当たり1m²以上
 - ・機能訓練室の面積基準は、40m²以上とし、療養病床を有する診療所から転換する場合は、「食堂+機能訓練室の面積基準は1人当たり3m²以上」又は「機能訓練室が40m²以上（食堂が1人当たり1m²以上）」とする。
 - 一般病床を有する病院・診療所から介護老人福祉施設に転換する場合も療養病床を有する病院・診療所から介護老人福祉施設に転換する場合と同様の経過措置を認めることとする。



分介発第0329001号
平成19年3月29日

社会保障審議会

会長 貝塚 啓明 殿

介護給付費分科会

分科会長 大森 猩

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準及び介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準の一部改正について（報告）

平成19年3月29日厚生労働省発老第0329001号をもって社会保障審議会に
諮問のあった標記について、当分科会は審議の結果、諮問のとおり改正すること
を了承するとの結論を得たので報告する。



社 保 審 発 第 4 号
平成 19 年 3 月 29 日

厚生労働大臣

柳澤 伯夫 殿

社会保障審議会

会長 貝塚 啓明

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準及び介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準の一部改正について（答申）

平成 19 年 3 月 29 日 厚生労働省発老第 0329001 号をもって社会保障審議会に
諮問のあった標記については了承する。

以下の内容につき、平成19年4月9日から同年5月8日の日程で、厚生労働省ホームページ上でパブリックコメント手続中です。

医療法人の附帯業務の見直し（案）

- 医療法第42条第6号に定める「保健衛生に関する業務」として、以下の項目を追加（通知改正）

1. 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第15条第3号に規定する適合高齢者専用賃貸住宅
2. 高齢者の居住の安全確保に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第115号）第3条第6号に規定する高齢者専用賃貸住宅（当該住宅の居住者に対し生活指導及び相談、安否確認、緊急時の対応、関係機関との連携その他保健衛生に関するサービスの提供を継続的に行うことを約している場合に限る。）

写

老計発第0330005号

平成19年 3月30日

都道府県

各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省老健局計画課長



第3期介護保険事業（支援）計画における必要入所（利用）定員 総数の弾力的運用について

第3期介護保険事業計画期間における介護保険施設等については、各都道府県及び市区町村が策定した介護保険事業（支援）計画において定められている必要入所（利用）定員総数を超える場合には、指定等を行わないことができることとされているが、今般、療養病床の一層の転換促進を図る観点から、その取扱いを下記のとおりとしたので、御了知の上、管下市町村、関係団体、関係機関等に対する周知方よろしくお取り計らい願いたい。

記

（1）介護保険施設等の必要入所（利用）定員総数の弾力運用について

都道府県等は、第3期介護保険事業計画期間における、特別養護老人ホーム（地域密着型を除く。）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護専用型特定施設（地域密着型を除く。）及び混合型特定施設に係る必要入所（利用）定員総数の総計の範囲内であれば、年度ごと、種別ごとの必要入所（利用）定員総数を超えて、医療療養病床から転換する場合は、指定等を行うことを可能とする。

また、これと同様に、市区町村は、第3期介護保険事業計画期間における、地域密着型特別養護老人ホーム、地域密着型特定施設及び認知症高齢者グループホームに係る必要利用定員総数の総計の範囲内であれば、年度ごと、種別ごとの必要利用定員総数を超えて、医療療養病床から転換する場合は、指定を行うことを可能とする。

(2) 一定の要件を満たす医療機関の特例について

都道府県等は、第3期介護保険事業計画期間における、特別養護老人ホーム（地域密着型を除く。）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護専用型特定施設（地域密着型を除く。）及び混合型特定施設に係る必要入所（利用）定員総数の総計を超える場合であっても、転換を希望する医療療養病床が、次のすべての要件を満たすときは、関係市区町村と協議した上で、指定等を行うことを可能とする。

また、これと同様に、市区町村は、第3期介護保険事業計画期間における、地域密着型特別養護老人ホーム、地域密着型特定施設及び認知症高齢者グループホームに係る必要利用定員総数の総計を超える場合であっても、転換を希望する医療療養病床が、次の全ての要件を満たす場合については、市町村の判断により、指定を行うことを可能とする。

なお、都道府県又は市町村においては、各要件の該当の有無並びに介護保険事業（支援）計画及び保険料への影響を的確に判断するため、被保険者を始めとする関係者の意見を聞くように努められたい。

（要件）

- ・ 当該医療療養病床における医療区分1の患者の占める割合が、当該医療療養病床の所在する都道府県の平均値を超えていること
- ・ 転換を認めなかった場合には、当該医療機関が存続できなくなると見込まれること
- ・ 当該医療療養病床を転換し、存続させることが、当該地域の地域ケア体制の確保を図る上で必要不可欠であると認められること